

厚生労働大臣が定める揭示事項等

手術に関する事項

当院は、下記の手術に関して年間症例数の施設基準を満たしています。

令和 6年 1月～ 12月

1. 区分1に分類される手術		年間症例数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術（頭蓋内腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍摘出術、経鼻的下垂体腫瘍摘出術、脳動脈瘤被包術、脳動脈瘤流入血管クリッピング、脳動脈瘤頸部クリッピング、広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術、定位脳手術、顕微鏡使用によるてんかん手術、脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術、脊髄刺激装置植込術及び脳神経手術（開頭して行うもの）をいう。）	0
エ	肺悪性腫瘍手術等（肺悪性腫瘍手術、胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術、肺切除術、気管支形成を伴う肺切除術、胸壁悪性腫瘍摘出術、膿瘍胸膜、胸膜肺切除術（通常のもものと胸腔鏡下のもの）、膿胸腔有茎筋肉弁充填術胸郭形成手術（膿胸手術の場合）及び気管支形成手術をいう。）	0
2. 区分2に分類される手術		
ア	靱帯断裂形成手術等（靱帯断裂形成手術（関節鏡下によるものを含む。）、観血的関節授動術、骨悪性腫瘍手術及び脊椎・骨盤悪性腫瘍手術をいう。）	3
エ	尿道形成手術等（尿道下裂形成手術、前立腺精嚢悪性腫瘍手術、尿道上裂形成手術、尿道形成手術、経皮的尿路結石除去術、経皮的腎盂腫瘍切除術、膀胱単純摘除術及び膀胱悪性腫瘍手術（経尿道的な手術を除く。）をいう。）	1
カ	肝切除術等（肝切除術、膵体尾部腫瘍切除術、膵頭部腫瘍切除術、骨盤内臓全摘術、胆管悪性腫瘍手術及び副腎悪性腫瘍手術をいう。）	5
3. 区分3に分類される手術		
ア	上顎骨形成術等（顔面神経麻痺形成手術、上顎骨形成術、頬骨変形治癒骨折矯正術及び顔面多発骨折観血的手術をいう。）	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等（自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）、神経血管柄付植皮術（手・足）母指化手術及び指移植手術をいう。）	0
オ	内反足手術等（内反足手術及び先天性気管狭窄症手術をいう。）	0
カ	食道切除再建術等（食道切除再建術、食道腫瘍摘出術（開胸又は開腹手術によるもの、腹腔鏡・縦隔鏡下によるもの）、食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの）、食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）、食道切除後2次的再建術、食道穿孔ヘルニア手術及び腹腔鏡下食道穿孔ヘルニア手術をいう。）	2
4. 区分4に分類される手術		
ア	腹腔鏡下及び胸腔鏡下手術 腹腔鏡下（胆嚢摘出術、鼠径ヘルニア手術（両方）、腸管癒着剥離術、小腸切除術、虫垂切除術、胆管切開結石摘出術、肝嚢胞切開術、結腸切除術、胃切除術（悪性腫瘍手術）、結腸悪性腫瘍切除術、直腸切除・切断術、ヘルニア手術、試験開腹術、汎発性腹膜炎手術、大網・腸間膜・後腹膜腫瘍摘出術、腸瘻・虫垂瘻造設術、胃局所切除術、人工肛門造設術）	208
5. その他の区分に分類される手術		
ア	人工関節置換術	1
イ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（電池交換を含む）	0